

「生きる」を創る。



病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険

もしもあなたが **病気やケガ** で **働けない状態** になってしまったら...



毎月の給与がなくなる状態が続きます。



一方で

給与がなくなっても生活に必要な支出は続きます。

■支出の例(1カ月あたりの平均額)

ご家族の生活費

食費、光熱・水道費の合計
約94,100円*1

住宅ローン

住宅ローン返済額
約92,900円*1

お子さまの教育費

学費・習い事費などの合計
約41,100円*2
(回答数:704)
うち、中学生以上のお子さまがいる世帯
約80,800円*2
(回答数:254)

*1 総務省統計局「平成28年 家計調査(家計収支編)調査結果」 *2 アフラック「一般生活者調査(2016年2月)」

また

多くの場合、公的保障を受け取っても **給与額をカバーすることができません。**



※上記の図は、被用者保険に加入の方が働けなくなったときの公的保障制度の概要イメージです。(障害年金は障害等級の認定を受けた場合)

だから



“働けない状態” になったとき、 収入の減少分への備えがあると安心です。

は、病気やケガで“働けない状態”^{*1}になったときの収入の減少分に備え、 1人1人のニーズにあわせて保障を準備できます。

*1 「働けない状態」とは、「就労困難状態」のことを指します。

POINT 1 病気やケガで就労困難状態になった場合に給付金をお受け取りいただけます。
※ 精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます。

POINT 2 就労困難状態が継続する限り、最長65歳^{*2}まで給付金をお受け取りいただけます。
※2 保険期間が、65歳満期の場合。60歳満期もあります。

POINT 3 働けなくなったときの公的保障をふまえ、給付金額^{*3}を設定できます。
※3 短期保障と長期保障をそれぞれ設定できます。年収などによって、設定できる給付金額に限度があります。

就労困難状態とは

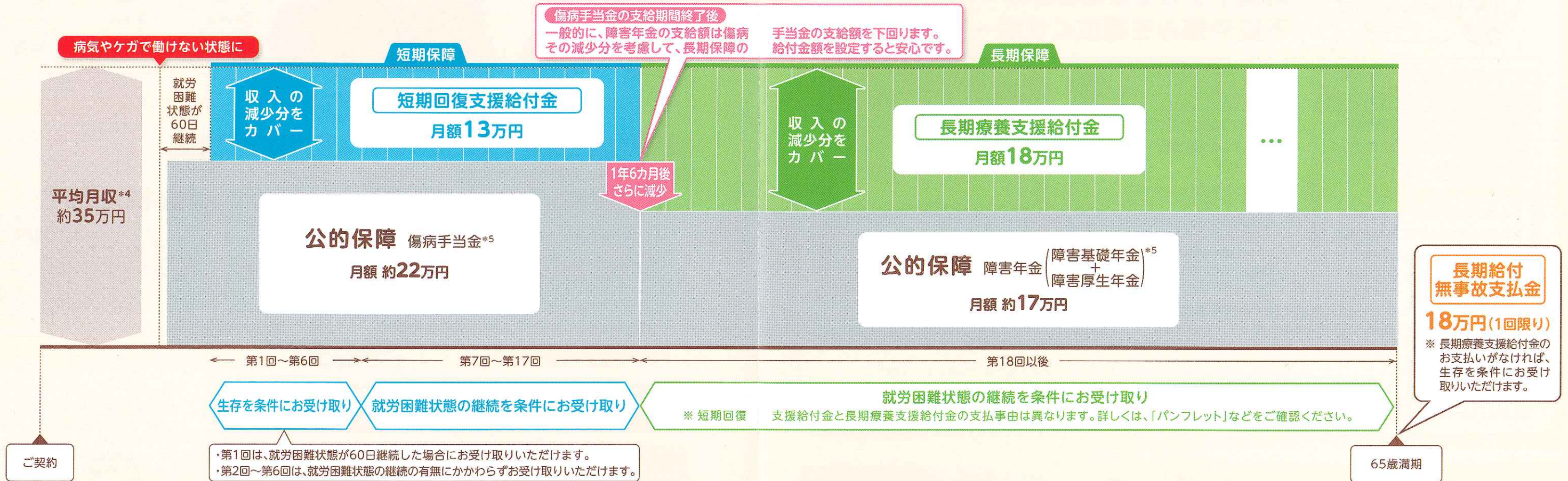
被保険者が病気やケガにより、つぎのいずれかの状態になった場合を指します。
● 入院
● 所定の在宅療養（所定の障害状態を含む）
※ 詳しくは、「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」などをご確認ください。

商品のしくみ [イメージ図]

ご契約例

ご主人さま・奥さま・お子さま(2人)の4人家族、被用者保険・厚生年金に加入、額面年収500万円の場合

保険期間・保険料払込期間:65歳満期/短期回復支援給付金月額13万円・長期療養支援給付金月額18万円



保険期間・保険料	払込期間
<p>*4 試算用の例です。税金などを差し引き、賞与が含まれた目安の金額です。 *5 以下のとおり、試算しています。 ● 傷病手当金=標準報酬月額×2/3 [標準報酬月額の平均額=額面年収÷(12+賞与月数(3.11ヵ月))] ● 障害基礎年金(月単位で換算)=(779,300円+224,300円)×12 ※ 賞与月数は厚生労働省「平成28年 賃金センサス」より ※ 障害年金はつぎの①~⑥の条件で試算 ①障害等級2級に認定された場合 ②報酬比例部分の年金額は本来水準を適用 ③平成29年度再評価率:0.947 ④加入期間は25年(300月)とし平成15年4月以降のみ ● 上記事例は働けなくなったときのイメージです。公的保障については制度の概要を示しており、アフラックの保険による保障ではありません。公的保障の金額は事例をもとにした概算値であり、実際の給付金額を保証するものではありません。記載の内容は2017年12月現在のものです。</p>	<p>×2)÷12 ● 障害厚生年金(月単位で換算)=(平均標準報酬額×0.947×5.481/1,000×300月(25年)+224,300円)÷12 [平均標準報酬額=額面年収÷12] ※ 障害の状態や家族構成などにより給付される金額が異なります。</p>
<p>給付金などの支払事由などについて、詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。</p>	

働けなくなったときの公的保障 (2017年12月現在)

「傷病手当金」とは

一般的に、国民健康保険の加入者には傷病手当金はありません。

会社員などが加入の被用者保険から、業務外の病気・ケガで仕事を休んだ日から連続して3日間の後、4日目以降の休業した日に対して、給与の支払いがない場合に支給されます。支給期間は、支給開始日から最長1年6カ月です。支給金額は、給付を受ける月以前12カ月の各月の標準報酬月額の平均額の3分の2相当の額となります。
※被用者保険の種類によっては、支給期間など異なる場合があります。 ※被保険者期間が1年未満の場合の算出方法は異なります。

「障害年金」とは

国民年金や厚生年金から、障害認定日(原則として初診日から1年6カ月後)以降65歳になるまでに法令で定める障害の状態に該当している場合に、支給されます。初診日時点で国民年金に加入している場合、障害等級1級・2級に認定されると障害基礎年金が、厚生年金に加入している場合、障害等級1級・2級・3級に認定されると障害厚生年金が支給されます。厚生年金の加入者は、国民年金の加入者でもあるため、障害等級1級・2級に認定された場合、障害基礎年金もあわせて支給されます。

契約日の満年齢	男性			女性		
	短期回復支援給付金	長期療養支援給付金	合計	短期回復支援給付金	長期療養支援給付金	合計
18歳	1,391円	2,592円	3,983円	1,456円	2,520円	3,976円
20歳	1,430円	2,826円	4,256円	1,508円	2,736円	4,244円
25歳	1,573円	3,294円	4,867円	1,664円	3,168円	4,832円
30歳	1,768円	3,600円	5,368円	1,846円	3,420円	5,266円
35歳	2,015円	3,888円	5,903円	2,041円	3,546円	5,587円
40歳	2,314円	3,942円	6,256円	2,288円	3,600円	5,888円
45歳	2,717円	4,086円	6,803円	2,587円	3,636円	6,223円
50歳	3,276円	4,410円	7,686円	2,964円	3,726円	6,690円
55歳	3,783円	4,626円	8,409円	3,276円	3,852円	7,128円
60歳	4,173円	5,670円	9,843円	3,536円	5,346円	8,882円

※記載以外の年齢・保険期間・保険料払込期間・給付金額の保険料についてはお問い合わせください。



病気やケガをしたときの 不安や悩みを幅広くサポートします。

障害年金や傷病手当金など に関するご相談

専門スタッフによる電話での
ご相談や「社会保険労務士」の
ご紹介などをします。

- 障害年金電話相談サービス
- 社会保険労務士紹介サービス
- 障害年金に関するガイドブックのご提供
- 傷病手当金電話相談サービス
- 就労復帰に関する窓口のご案内

病気やケガの治療 に関するご相談

治療などに関するご相談や治療
を目的とした専門医のご紹介など
をします。

- セカンドオピニオンサービス
(ベストドクターズ®サービス)
 - 治療を目的とした専門医紹介サービス
(ベストドクターズ®サービス)
 - 24時間健康電話相談サービス
- Best Doctors®およびベストドクターズは、
Best Doctors, Inc.の商標です。

メンタルヘルス に関するご相談

こころの悩みや不安に対する
ご相談に「臨床心理士」の資格を
持つカウンセラーが対応します。

- メンタルヘルス電話相談サービス
- メンタルヘルス面談サービス

【ダックのカウンセリングサービス全般に関する注意事項】

- これらのサービスは、(株)法研、(株)ウェルネス医療情報センターが提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- これらのサービスを利用できる方は、原則として、給与サポート保険の被保険者さまに限ります(24時間健康電話相談サービスについては、ご契約者さまとそのご家族がご利用いただけます)。
- 対象のご契約が有効である場合にご利用いただけます。ご契約が終了している場合、または失効中の場合はご利用いただけません。
- これらのサービスは2017年12月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。サービス利用者によるこれらのサービス(24時間健康電話相談サービスを除く)のご利用は、給与サポート保険のご契約者さまと(株)法研との間の利用規約にもとづきます。詳しくは <http://www.duckcounseling.jp/> をご確認ください。



- 本商品およびサービスの詳細は、「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 本商品は、アフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、預金保険制度の対象ではありません。
- 勤務先やお仕事の内容、年収、健康状態などによっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

▼ 以下のお取り扱い金融機関の窓口にぜひお越しください。

お問い合わせ、お申し込みは
(募集代理店)

◎この書面にある保険料および保障内容などは、2018年4月2日現在のものです。
◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac

アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL: <http://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター 0120-555-027

月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

